

共通仕様書（業務委託編 I）（令和 7 年 3 月 17 日）新旧対照表

頁	新	旧
14	<p>測量業務共通仕様書</p> <p>第 19 条 成果品の提出</p> <p>1～5. (省略)</p> <p>6. 成果物の提出は、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」に基づき、事前協議により決定する。 なお、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p>	<p>測量業務共通仕様書</p> <p>第 19 条 成果品の提出</p> <p>1～5. (省略)</p> <p>6. 成果物の提出は、「<u>要領</u>」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R 等）で 1 部とする他、事前協議により決定する。 なお、「<u>要領</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p>
153	<p>用地測量等共通仕様書</p> <p>第 15 条</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. 成果物の提出は、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」に基づき、事前協議により決定する。 なお、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p> <p>6. (省略)</p>	<p>用地測量等共通仕様書</p> <p>第 15 条</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. 成果物の提出は、「<u>要領</u>」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R 等）で 1 部とする他、事前協議により決定する。 なお、「<u>要領</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p> <p>6. (省略)</p>

共通仕様書（業務委託編Ⅱ）（令和7年3月17日）新旧対照表

頁	新	旧
27	<p>土木設計業務共通仕様書</p> <p>第 1117 条 成果品の提出</p> <p>1～6. (省略)</p> <p>7. 成果物の提出は、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」に基づき、事前協議により決定する。 なお、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p> <p>8. (省略)</p>	<p>土木業務共通仕様書</p> <p>第 1117 条 成果品の提出</p> <p>1～6. (省略)</p> <p>7. 成果物の提出は、「<u>要領</u>」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。 なお、「<u>要領</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p> <p>8. (省略)</p>
553	<p>地質調査業務共通仕様書</p> <p>第 119 条</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. 成果物の提出は、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」に基づき、事前協議により決定する。 なお、「<u>福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p> <p>6. (省略)</p>	<p>地質調査業務共通仕様書</p> <p>第 119 条</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. 成果物の提出は、「<u>要領</u>」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。 なお、「<u>要領</u>」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</p> <p>6. (省略)</p>